

平成30年度第3回草加市みんなでまちづくり会議

議 事 録

1 開催日時

平成30年10月24日(水) 午後7時～午後9時10分

2 開催場所

草加市立中央公民館 第1・2講座室

3 出席者の氏名

(1) 登録員 18名

(2) 事務局 みんなでまちづくり課：山中課長、工藤課長補佐、巖上主査

市民活動センター：鈴木(智)所長、小柳主事、山口臨時職員

4 会議の議題

住み慣れた地域で暮らし続けられる「ふるさとまちづくり」について

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

1人

7 会議の内容

別紙議事録のとおり

8 議事録署名人

服部満生子様、青柳智江様

平成30年度第3回草加市みんなでまちづくり会議 議事録

【実施日時】 平成30年10月24日(水) 午後7時～午後9時10分

【実施場所】 草加市立中央公民館 第1・2講座室

【出席者】 まちづくり登録員：18名、傍聴者：1名

事務局：みんなでまちづくり課 山中課長、工藤課長補佐、巖上主査

市民活動センター 鈴木(智)所長、小柳主事、山口臨時職員

1. 開会

2. 議事

<議題> 住み慣れた地域で暮らし続けられる「ふるさとまちづくり」について

3. 閉会

【議事内容】

<p>【事務局】 (鈴木所長)</p>	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、平成30年度第3回草加市みんなでまちづくり会議を開催します。本日司会を務めさせていただきます、市民活動センター所長の鈴木です。よろしくお祈いします。</p> <p>初めに、事務局のみんなでまちづくり課 課長、山中より挨拶を申し上げます。</p>
<p>【事務局】 (山中課長)</p>	<p>皆さまこんばんは。みんなでまちづくり課長の山中でございます。本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。今回から新たにテーマが変わりまして地域福祉について話し合いをいただこうと思っています。本日、福祉政策課より課長の平島及び課長補佐の庄司に出席してもらっています。地域福祉について草加市としての取組みをご説明いただきその後に皆さまに議論いただく形になるかと思っています。現在、日本の国においても地域福祉はとても重要なテーマになっていますので、いろんな意見をいただく中で草加市としてどういったものが必要かをお話いただければと思っています。本日もよろしくお祈いいたします。</p>
<p>【事務局】 (鈴木所長)</p>	<p>それでは、議題に入る前に、この“みんなでまちづくり会議”の概要について手短かに説明させていただきますと思います。</p> <p>ーみんなまち会議の概要ー</p> <p>本日、皆さまにお集まりいただいているこの「草加市みんなでまちづくり会議」は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づき開催している会議です。この「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」は市の条例の中で最も基本となるものとして、『だれもが幸せなまち』をつくるため、市政の基本となる原則や方針を定めるものとして施行されました。この条例の特徴は、市民の提案権や発言の場などを保障し、市民の皆さんが直接まちづくりに参加できるところにあります。</p> <p>(会議を進めていく中で、テーマについて意見交換をし、今後、市民(NPO)と市で協働で事業を実施していこうということになれば、担当課との協力も必要になりますが、皆さまのまちづくりを市に提案できることになっています。)</p>

以上のような位置づけの会議です。

それでは、皆様にお配りした資料の確認です。

★配布資料★

- ・会議の次第
- ・資料1 「今様草加宿会報2号」
- ・資料2 「草加市の地域福祉」
- ・資料3 「草加市地域福祉推進基本方針」
- ・資料4 「今回のテーマ」
- ・資料5 「市等で作成している資料・配布物の一覧」
- ・資料6 「シニアのためのお出かけ情報マップ（川崎区）」
- ・資料7 みんなでまちづくり会議の運用

資料は揃っていますか。資料が不足している方は挙手でお知らせください。なお、自治基本条例条文（規則条文含む）は配布しておりませんが、必要な方がいましたら事務局までお知らせください。

【会議録の署名について】

次に、会議開催に当たり議事録を作成しますので、議事録の署名人を2名決定します。本日は、服部様、青柳（智）様をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

【登録員一同】

・・・賛成・・・

【事務局】
（鈴木所長）

それでは、服部様、青柳（智）様、議事録の署名につきまして、よろしくお願ひします。

本日の会議の進行役ですが、まちづくり登録員の【登録員B】、【登録員A】にお願いすることが決まっています。

それでは進行を【登録員B】、【登録員A】お願いします。

【登録員A】

皆さまこんばんは。【登録員A】です。本日の会議では【登録員B】を中心として進行を進めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【登録員B】

皆さまこんばんは。本日、進行役を務めさせていただきます【登録員B】です。よろしくお願ひします。たくさんの資料と福祉政策課のお話を参考にしながら、皆さまが持ち運べるようなマップを完成版として進めて行きたいと思ひます。前回までの3回の会議で「まちづくり・ひとづくり」のテーマのうち、綾瀬川市内河川の積極的な活用について、会議の中では終了していますが、テーマ提案者の【登録員C】が進めている進捗状況について【登録員C】よりお願ひいたします。

【登録員C】

【登録員C】です。今まで何度も私のテーマについてお話しいただきありがとうございます。

した。「ひとづくり・まちづくり」でした。そして、草加の宿場と連動性のある草加松原や綾瀬川を通して、まちおこしを考えて行ったらどうだろうということで提案させていたでいていました。会議の中でクラブハウスを中心に作ったらどうかも話し合ってきました。会議での話し合いは終わってしまいましたが、会議終了後に私を中心に今後も動いてほしいということで下駄を預けられました。しかし、いまだ会議を開いておりません。そこで、私が皆さまに今様草加宿の会報をお配りしました。長谷部理事長が中心となり、まちづくりをしよう、ひとづくりをしようということで動いています。私も理事の一人をさせていただいています。その中で川の駅そうか村部会があり、その中の話を皆さまにお話できれば良いと思い、本日会報をお持ちしましたので少し見てください。写真に掲載してあるとおり、房総の村を視察してきました。宿場町ができていて14件の商家が並んでいました。私たちは綾瀬川左岸広場をどのようにしていこうかと勉強会を開いています。草加に賑わいをもたらすため、実験的に川の駅そうか市を開催しました。また、橋名板の推進として、橋の名前を整備して市民に親んでもらえるように熱心に今様草加宿では動き始めました。勉強するために皆さまが熱心に参加するみんなでまちづくり会議に私も参加してきたのですが、せっかく提案したものが、行政の手を借りて夢を実現するということが中々進みません。何回も参加するうちにジレンマに陥っています。ここで熱心に皆さまがお話したことが、市の行政の計画の中に組み込まれていない、予算化できない、実現化できないというのが、大きな欠点であると思いつながらこの会議に出席するのが6年目になりますが、次回から欠席しようかと迷っている所でございます。つまり、一生懸命この会議で熱心に出てきているのに形にならないのが欠点かと思っています。そのことも考えて今後の会議でも話し合っていかなければならないと思います。以上でございます。

【登録員B】

【登録員C】ありがとうございました。それでは、ここで福祉政策課の平島課長より福祉に関する取組みをお話いただければと思います。よろしく願いいたします。

【草加市福祉政策課】（平島課長）

皆さまこんばんは。健康福祉部の福祉政策課長の平島と申します。私はみんなでまちづくり会議は初めての出席となりますが、どうぞよろしく願いいたします。本日は、草加市の地域福祉の推進についてお話させていただきます。

まずは、資料2「草加市の地域福祉」をご覧ください。

まず、地域福祉とはなんだろうということですが、いろいろな意味があります。学者さんによると「地域内の公私の機関が協働し、各種社会福祉のための施策や施設等の資源を導入し、地域のニーズを充足する。住民参加による社会福祉活動を組織し、地域の福祉を実現していく、具体的努力の体系を言う。」と定義されています。つまり、簡単に言うと地域の課題を地域で解決していく、そのこと全てを地域福祉と言います。先ほど山中課長より地域福祉が大事であるとお話がありましたが、何故、今、日本の社会で地域福祉が重要なのかというお話をさせていただきます。実は、福祉は時代によって変化してきています。戦後は救貧の対策、そして社会保障基盤の整備の時代があつて、昭和20年から昭和30年頃に今の生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの福祉六法ができました。それから昭和35年から昭和50年頃までに、国民皆年金、皆保険制

度ができ、そして60年代に入ると給付と負担のバランスが崩れて、このままでは福祉は立ちゆかないと、国民年金保険法や老人健康保険法の改正がありました。そして平成に入ると21世紀福祉ビジョンというのが発出されて、社会保障制度の再構築と適正給付や適性負担が謳われました。これのもっとも大きな動きが介護保険制度です。介護保険が始まったのは、平成12年で、それまで日本の福祉というのは全て行政機関が行政処分としての措置として福祉サービスが行われていました。老人ホームの入所や老人のショートステイやデイサービスも全部行政の会議で決定していて、あなたにこのサービスを提供しますよという行政処分として行われていました。少子高齢化になり高齢者が溢れ、福祉サービスが足りなくなってしまう、行政が一人ひとりにサービスを提供するのが困難になる、ということで、保険料を集めて福祉サービスを提供するという仕組みが平成12年に初めてできました。福祉の世界に契約という概念が初めて入ってきました。今までは、行政がこのサービスを受けて下さいと言っていたのが、ここからは個人と事業者が契約をして、そして介護サービスを受けるという時代になりました。これは市役所としても非常に大きなことでした。保険料の徴収があり、福祉サービスの提供者は民間の事業者、ケアマネージャーも民間の事業者、市役所はその方々と連携し福祉を進めて行く時代になりました。これはものすごく大きな転換でした。ちなみに介護保険と併せて成年後見制度ができました。なぜかという介護保険では契約行為が無いと福祉サービスを受けられなくなってしまうので、その契約能力の無い人を守る仕組みが成年後見制度なのです。従って介護保険と一対になって発展している制度になります。介護保険も18年目を迎えました。さて、今はどのような時代なのでしょう。そこで資料の1ページ目の国・県の動向をご覧ください。平成27年に新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンが出されました。これは細かい内容もありますが、今まで対象者毎に制度毎に提供されていた福祉サービスを包括的な中身に見直そうという動きです。先ほど、福祉が6つの法律がベースにあるとお話しましたが、その福祉の6法というのは対象者が決まっています。老人、障がい者、子ども等に対象者を決めて法律ができ、対象者毎に福祉サービスを提供しています。しかし、包括的なものに見直そうと平成発出されたビジョンです。そして、平成28年にニッポン一億総活躍プランが閣議決定されました。皆さまも良く耳にされていると思いますが、ここにも様々な内容が書いてありますが、地域共生社会という言葉が入ってきています。ここが大きなポイントになります。地域共生社会については同じく平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されて、ここで地域共生社会をどうやって進めていくかを検討しました。「我が事・丸ごと」がキーワードになります。それらを受けて、平成29年に社会福祉法が改正されました。社会福祉法は六法の一番上の法律と考えてください。それが改正されて、第106条の3が追加され、包括的な支援体制整備を市町村がやらなければいけないということになりました。「我が事・丸ごと」という概念を法律まで落とし込み、平成30年の4月から施行されています。この施行を踏まえて地域福祉について考えていかなければならないのです。2ページをご覧ください。それでは草加市は何をしているのかというところですが、草加市は平成17年から草加市地域福祉計画立てています。平成27年までの計画期間でした。平成27年に議論がありまして、市では計画がいくつもありますが、総合振興計画や都市計画マスタープランなど法律で決め

られている計画以外はなるべくまとめましょうという話があり、地域福祉計画は総合振興計画の中にいれて一体化するということになりました。しかしながら、一体化すると細かいところを書き込めないで、平成30年度に福祉政策課で草加市地域福祉推進基本方針を策定しました。それが先ほどお配りしている緑の冊子になります。後で詳しく話をさせていただきます。こちらは地域福祉計画の細かな内容を表せるように策定しました。また、草加市の組織も改正しました。平成28年に健康福祉部の福祉課に福祉政策室をつくりました。さらに本格的に推進していくということで、福祉課を2つに分けて、生活保護は生活支援課へ政策部門は福祉政策課になりました。それでは3ページを見て下さい。社会保障などの基本的な考え方として、自助、互助、共助、公助とその内容は4つあります。自助は自ら働き自らの生活を支えて健康を自ら維持すること。互助は、家庭や地域などインフォーマルな支えです。共助は個人、世帯で負えない生活のリスクを分散すること。医療保険、介護保険等があります。公助というのは公の助けであり、自助、互助、共助で対応できない困窮などの状況に対して、受給条件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉になります。公的支援制度は、自助、互助で対応が難しい場合に対象者を定めて典型的なサービスを準備するという形で制度を拡充してきました。それでは、なぜ、今、地域共生社会と言われるのか、4ページを見て下さい。現代は家庭、職場、地域で自助、共助の基盤が弱くなっています。かつては家庭では安定した家族があって、会社は終身雇用で、地域では人的つながりのセーフティネットの機能がありました。例えば高度成長期の頃は、お父さんがいてお母さんがいて子供がいて、お父さんの会社は右肩上がりというモデルでしたが、今では自助互助の力が弱く世帯が非常に弱体化しているのです。例えば単身世帯、ひとり親世帯、高齢者夫婦のみの世帯、未婚化など世帯の弱体化が結局、自助互助の弱まりになってしまっています。先日、ヤングケアラーの研修がありましたが、どうしてそんなに若い人がケアすることになっているのかというと、家族が多ければ誰かが病気しても家族の中で看病ができますが、現在は世帯が弱体化しており、例えば親1人子1人の世帯にとって、親が病気になると子どもが看ざるを得ない、子どもが介護するという状況になってしまうのです。その状況がとても大きな問題となっていて、小学生の子が小学生の妹の子育てをしているなどの状況も報告されていて、非常に世帯の力が弱くなっています。それから、非正規雇用の増加、会社への帰属意識の低下、そして地域では人口減少と団塊世代の高齢化、これはどうゆうことかということ、今までは福祉の対象となった人が福祉を受けていましたが、実は全員にリスクがあるのではないかと。これは福祉六法では対応ができない、弱体化している世帯自体が他人事じゃなくて我が事なのではないかと、というのが「我が事・丸ごと」という話なのです。では、地域共生社会とは具体的にどうゆうことなのかということ5ページを見て下さい。先日、大阪府の豊中市に研修に行ってきましたが、国が地域共生社会のベースとするのが豊中市の取り組みになります。地域共生社会とフワッと書いてもわかりづらいので、具体的に言うと、この4つです。1つ「一人も取りこぼさない」、2つ「排除から包摂へ」、3つ「支えられた人が支える人に」、4つ「全ての人に居場所と役割を」この4つを目標にやっていると教わりました。例えば、一人もとりこぼさないというのは今までは対象者以外は断る福祉だったのですが、そうではなくて、誰でもどこかで受け止めなければならない、排除か

ら包摂へというのは、例えば外国人など排他的になってしまいがちですが、包摂する、包み込んで全部で考えましょうよということです。支えられた人が支える人にとというのは、例えば引きこもり対策を実施されていましたが、引きこもっていた子が逆に支える人になっており、高齢者の方が電球の取替えなど少し大変なことを手伝う、引きこもりの子による「お手伝い隊」を作ったりなど、あとは高齢者が買い物できる店をつくり、そこではお茶を飲むことができたりする、その店番をするのが引きこもりの子であったりするそうです。今まで、支えられていた人が支える人になるという仕組みです。それから全ての人に居場所と役割をとというのは、高齢の方でも子供でも大人でも引きこもりでも障害のある方でも居場所がない人には居場所を作る、その人のために作ると、そうするとまた似たような状況の人も集まってくる。そういう発想でやっているのと教わりました。福祉サービスを給付するのみでなく、エンパワーメントの手法で、相手の力を引き出すことが重要であり、それが地域づくりに繋がるということ。制度の狭間へきちんと対応し、福祉領域を超えて地域に豊かさを生む「循環」を生み出すが重要であるとのこと。6ページをご覧ください。それでは草加はどうやって地域福祉の取り組みを進めて行くのかというのを考えたのがこの基本方針です。まず、目的は地域共生社会の実現、方法として日常生活圏域を基本とした地区を設定します。具体的にはまちづくりと一体となって地域福祉を推進するためにコミュニティ領域を10地区に揃えるということです。実は草加市は町会単位のコミュニティブロックは10地区で分けています。ところが、福祉では12地区に分けています。地区社協や民生委員、そして、地域包括支援センター8か所ですが区分けは12を基にしています。それを揃えましょうということです。それから、7ページに具体的にやっていこうとするものの基本政策をたてました。1つ「他人事を『我が事』に変えていく環境整備」、2つ「『複合課題を丸ごと』『世帯丸ごと』『とりあえず丸ごと』受け止める環境整備」、3つ「草加市役所内における包括的な相談体制の構築」こういうことをやっていきたいと思います。

それでは緑の冊子をご覧ください。6月に完成した冊子です。8、9ページに基本方針の位置付けが書いてありますが総合振興計画の中に入っていますと先ほどいいましたが、施策21の地域福祉の推進ということで1つになってしまったのですが、右側をご覧ください。その施策21の具体的な取り組みを表すために、地域福祉推進基本方針というこの緑の冊子を作成しました。次に16ページをご覧ください。基本方針は地域まるごと支え合いのまちづくり、基本設定は日本生活圏域を基本とした地区を設定、それから基本目標は先ほどの3つになります。それでは18ページ19ページをご覧ください。これが草加の地図になっています。福祉は12地区で分けられています。12地区を10地区に揃えます。整備後をご覧くださいますと新田東部と草加東部が新田東部に、安行と松原が草加安行になっています。実は草加で混乱していることがありまして、地区社協の12地区でいうところの草加東部と町会の10地区における草加東部が違うところを表しています。12地区では松江あたりで、町会10地区では住吉、中央、手代町あたりを指しています。地区社協だとかっち、町会だとかっちと紛らわしくなってしまうケースが出てしまいます。実際にそういう混乱が発生しています。草加市は総合振興計画も都市計画マスタープランも全て10地区でやっています。まちづくりが10地区でやっていくので福祉もそ

れに合わせてまちづくりと一体になっていこうという動きです。地区社協は平成32年に10地区になる予定でいます。それから民生委員は少し時期がずれて平成31年の12月に10地区になる予定でいます。次に20ページをご覧ください。この20ページから28ページまでは、先ほどの基本目標をどのように行うかを具体的に記載しています。全ては時間が無いので、メインのところをお話していきます。基本目標1の他人事を「我が事」に変えていく環境整備をするには、何をすればよいのか、取組1の地域力の強化、地域で困っている課題を解決するという気持ちで活動する市民の参加を促進します。草加市社会福祉協議会をはじめ、公的施設を管理する草加市社会福祉事業団、高齢者の生きがいづくりの活動拠点である草加市シルバー人材センターなどの社会資源と連携しながら、地域との関係づくりを推進し、地域のまちづくり力を強化します。取組2では、誰もいつでも気軽に集える活動の拠点となる社会資源を発掘するとともに、地域の情報を発信できる環境を検討します。取組3は地域福祉ネットワークの拡大、取組4では要支援者などを支える見守り体制の構築、災害時において自力で避難することができない人、例えば避難行動要支援者など要支援者を平常時から見守るなど、「我が事」のように地域で支援ができるよう環境を整備します。避難要支援者名簿というものを作っていて、昨年対象者向けに約3000件の申請書をお配りしました。だいたい半数近く返ってきて、登録いただいているのが約890件になります。自力で避難することができない人の名簿が作れましたので、それでは、これからどのように活用していくかをやっていかなければならないと思っています。続いて22ページをご覧ください。取組6について福祉SOSゲームを活用した担い手づくりで、ここにいらっしゃる方も体験したことがあるかと思いますが、実際のケースカードを使って相談の疑似体験をし、解決するにはどこに繋がたらよいのかを話し合い、社会資源がどこにあるのかをグループで話あうゲームになります。昨年からはじめましたが、草加市内で既に600人ほどにやってもらっていて、福祉を身近に感じていただき、ぜひ福祉の担い手になってもらいたいという思いで作りました。次に、基本目標2の「丸ごと」受け止めるで、「丸ごと」受け止めるというのはどうゆうことか、先ほどお話した、断らない福祉のことを指します。あなたは対象ではないので相談に乗れませんというのではなく、とりあえず受け止める。取組1の地域の相談体制づくりでコミュニティソーシャルワーカーを置きます。今年度、草加市初で草加市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを一人配置しました。いろいろな相談を受けていろいろな相談に乗る、そうゆう役割でございます。それから24ページの取組4民生委員・児童委員の環境整備ということですが、草加市には今、民生委員が約280名います。この約280名の方にきちんと活動してもらわないとならない、そのためにはどうしたらいいのか、同じレベルで全員活動してもらわないといけない、そのために民生委員・児童委員活動ガイドラインというのを作りました。民生委員のバイブルみたいな形で、活動内容から関係する法律、個人情報の取り扱いを載せました。民生委員がこれを勉強して同じ方向を向いて、同じレベルでできるように、このようなことも環境整備の一つとしてやっております。取組7の成年後見制度促進ということで、社会福祉協議会の中に成年後見サポートセンターを設置し、そこで行っています。また、市民後見人の養成も行っています。26ページをご覧ください。基本目標3の包括的な相談支援体制の構築では、取組1の福祉

事務所の相談窓口の横断的な体制整備ということで福祉事務所が市役所の中にあり、先ほどお話した福祉六法に基づいて生活保護法だったら生活保護法のケースワーカー、老人福祉法なら長寿支援課に老人福祉のケースワーカー、障害福祉だったら障がい福祉課のケースワーカーがいますが、これは福祉事務所が枝分かれしている状態になっています。例えば40歳の引きこもりの方が相談に行く場所がない状態にあります。生活保護でもない、40歳なので老人でもない、また障害でもない、そうするとどこも相談を受けつけてくれないのです。そのようなことをなくすために包括的な相談ができるソーシャルワーカーを市役所の中に置きたいと調整中です。それから28ページの取組5の多機関と協働した支援ネットワーク体制整備ということで、制度の狭間のケース、例えば8050とは80歳の老人と50歳の引きこもりなど世帯の中に課題が複合的に存在します。これについて関係機関と協働したネットワーク整備ということで進めています。また、生活困窮者自立支援制度ということで、生活困窮者の相談も行っていて、そういう部分も連携していきたいと思っています。以上が大まかな説明になりますが、ありがとうございました。

【登録員B】

平島課長ありがとうございました。

それでは、ここで平島課長にご質問のある方いますでしょうか。

【登録員C】

はい、これから私たちは医療、福祉、住民をつなぐマップづくりについて話し合いますが、そのようなマップは市役所にあるのでしょうか。あれば、それをたたき台にしたいと思っています。

【草加市福祉政策課】
平島課長

資料5でお配りしていると思いますが、草加市でというより各課で発行している形になります。福祉では介護保険課、長寿支援課等で作成しています。子育ての部分もまた、子育て支援課等、関連する部署で作っている形になります。

【登録員B】

はい、ありがとうございました。

ほかにご質問はありますか。

【登録員D】

はい、お願いします。今、課長からのお話は基本計画と逆向きにベクトルが走っているように感じます。皆さま市役所の方々は正式に資格を持っているソーシャルワーカーなんでしょうか。また、ボランティアと言いますが、無償ボランティアはあまりにもよくない。日本にはそのような文化もないし名譽的価値もないのに、無料でボランティアを使い、あなた方公務員ができない多様化している狭間の部分を私たちボランティアが善意を持ってやっているのですが、生活保護に対して社会福祉協議会が1人あたり140人とチェックできるはずがない。私は民生委員に登録していますが、誰も来たことがありません。生活保護も来たのは最初だけです。だったら、皆さま公務員の給料を減らしてボランティアにお金を渡してやった方が良くはないのでしょうか。まずは自分たちの生活が一番なので、はっきりいってベクトルが逆を向いているので、もう少し考えていただきたいのですがいかがでしょうか。

<p>【草加市福祉政策課】 平島課長</p>	<p>まず、ケースワーカーについては、社会福祉主事という資格がないとできないので、資格を持った者が行っています。</p> <p>ボランティアについては市役所ができないところだからやってください、というわけはありません。そのようなことに思われないためにも、この方針を作っています。支える人も支えられる人も一緒になってできれば一番良いと思います。</p>
<p>【登録員A】</p>	<p>それでは、次に進めさせていただきます。その他にあるでしょうか。この後も、平島課長はいらっしゃるとのことなので、なにか質問があれば後ほどお願いいたします。</p>
<p>【登録員B】</p>	<p>次に地域福祉基本方針を踏まえながら、共生社会を進める一手段として、医療・福祉・住民をつなぐマップづくりについて話し合いを行いたいと思います。</p> <p>今回、マップづくりに関して福祉に限らず、子どもに関する資料や草加市に転入してきた方用の資料等、様々なものを皆さまの机の上に配らせていただきました。この資料を参考にしながら福祉に限らず考えていただき、何を乗せたらよいかどんなマップにしたら皆さまにわかりやすくなるかなど、マップの形態なども考えていただければ良いと思います。</p> <p>また、グループで話し合ってもらいますが、前回欠席の方など趣旨がわからないという登録員は別席で話し合っていたらと思います。</p>
<p>【事務局】 (鈴木所長)</p>	<p>事務局よりご説明です。</p> <p>【登録員E】からご提案いただいた福祉、子育てなどのジャンルについて、市等で情報発信している印刷物類をリストアップしたものがこちらです。それらを集めてみたところ50点ほどありましたが、精査させていただき、全体的なものや地図に落とし込まれているものなどを中心に選定させていただきました。資料5にジャンル別にまとめています。</p> <p>「福祉」「子育て」「その他の全体的なもの」の3つのジャンル別のクリアファイルが机にあります。草加市への転入者へ市民課でお配りしているセットも別にあります。雑なものが多いのでジャンル別にクリアファイルに入れた方がわかりやすいのかなと思います、別に入れてあります。一点だけ、皆さまにお伝えしたいことがございまして、本当にすごいと思ったのが、子育て支援センターで子育て情報を発信している「ぼっくるん」というサイトの存在です。皆さまにも一部ページの紙出力物をお配りしてあります。地域ごとに子育てに必要なものが網羅されています。お母さんが子連れで自由に出入りできる施設はどこか、サイトでは検索して絞り込むこともできます。改めて拝見し、素晴らしいと思いました。</p>
<p>【登録員D】</p>	<p>市民活動センターで登録しているのは違うのでしょうか。</p>
<p>【登録員A】</p>	<p>「ぼっくるん」は子育て支援センターが運営するサイトになります。個々に登録している方で市民活動センターに関わっている方もいます。</p>

実際、どのようなマップを作ったら良いのだろうかということで話し合っていたらこうと思います。また、市でこんなに作っていることに驚いた方もいるでしょう。1つのヒントとして、川崎のシニアのお出かけマップというものを皆さまの前にお示ししてあるかと思いますが。これは対象を主にシニアとしているが、それでもシニアではない方もいる。シニアの方たちがどうしても閉じこもりがちになるのをもう少し地域に引っ張りだしていくこと、これは先ほどの平島課長のお話でもあった、地域の再生、自助共助、お互い様の助ける人助けられる人、ボランティアする人、される人ではなく、そこが転換していくようなことでとても参考になるということでお示しました。要するに対象を絞り込んでいき、こんなマップを作れたら良いという、私たちが作れたら良いなということで、各テーブルの中で話し合っこんなマップをつくったらどうかというところで話し合ってもらえばよいと思います。

【登録員D】 すみません1つ質問です。

【登録員A】 はい、お願いします。

【登録員D】 これは、子どもから大人までシングルマザーもシングルファザーも障がい者も全て含みますか。

【登録員A】 それは各テーブルの中で話し合ってください。

ただ、絞るということですが全部必要であるのならば、それはそれで構いません。それでも対象を全部に広げてしまうと膨大になってしまうので、先ほどの所長の話で子育て世代に絞った情報のみだと微力になるのかなと思ったりしました。それはそれで良いかも含めて、どういったところに対象を置くのか、目的にするのかを話し合っただけであればと思います。

なお、平島課長さんがこれで退席されるということなので、質問等ありましたら福祉政策課の方に訪ねていけば時間があれば、対応していただければと思います。

ありがとうございました。

・・・福祉政策課退席・・・

【登録員A】 それでは、各グループの話し合いに入ってもらいたいと思います。また司会や発表役を決めていただきたいと思います。

話し合いの前にテーマ趣旨についてわからない方もいますので、【登録員E】にもう一度テーマ趣旨についてお話いただければと思います。

【登録員E】 こんばんは。具体的にどうしたら良いかわからないということで、私もうまく話すことができないかもしれませんが、なぜ地域共生社会なのかというそうゆうところだと思います。先ほどの話で「丸ごと」いきますということで、医療、介護、保険予防、暮らし支

援・住まいと5つあり、暮らしやすいまちづくりをしていく、私たちが高齢になっても最後までそこで暮らしやすいまちにしていこうということを住民サイドから考えたのが、先ほど課長さんがお話ししたことになります。では、なぜ私はこのようなことを言うのかというと市内4カ所でみんなの保健室陽だまりを行っています。具体的にこのような動きがどんなことだろうと説明しているのですが、政策と住民サイドで考えることではかなりのずれがあると思います。そのためには自分たちが住んでいる草加市を最後まで暮らし続けるのはどうしたらよいかというのが1つの大きなテーマになっています。1つのきっかけとしてはマップ作りです。今回、みんなでまちづくり課が資料を集めてくださいました。私たちが草加市にこんなにマップがあることを知りませんでした。どのように活用していけばよいかのかわかりません。各課が作成していて、はいどうぞというのが現状です。私たち住民が先ほどから言うように、このマップを地域で暮らし続けられるには、どのように活用していけばよいか。地域の中に病気の方も子どもも高齢者の方も障がいを持った方もいます。この中で、1つの暮らしやすさのどこに視点を置けばよいか、マップづくりはどうかということ。それから年代関係なく医療、介護、保険予防、暮らし支援、住まいと考えたときに、どのようなものがあると暮らしやすいのかということでテーマにしました。今回、書いたように縦割りから「まるごと」へという発想の転換が必要です。実際に活動してみると、住民サイドも十分に縦割りであると思います。子育ては子育て、高齢者は高齢者と集う場を作ってもそれはそれで良いのだが、まちとして草加として「まるごと」で考えていくべきではないかということです。わかりにくいかもしれませんが、きっかけとしてマップづくりという視点で少し具体的に進んでいけるのかなと思います。

【登録員F】

質問よろしいでしょうか。イメージがつきにくいと議論にならないと思います。

私が【登録員E】の意見を聞いていて思いました。生活者の立場から見やすいものということ、1つはライフステージから作るというのがヒントで、あとは制度的なもので、それらをうまく活用するのが大事かなと思いました。行政のものでは、生活者の視点から作ったものというものは無く、行政はやっています、作っていますという押しつけみたいなものになってしまっています。あともう1つがコミュニティの視点です。住民の活用、生活の視点がありません。ただ、それは行政側が作ったものなのではないです。そういったものをどうやっていられるか。例えば、地域ではいろいろな活動があります。私も地域に入ってみてわかったのですが、それが行政の発行物には一切入っていません。入っていたとしてもシルバー人材センターや社会福祉協議会等、ある程度の公的なものしか入っていません。

【登録員E】

はい、ありがとうございます。そんなところです。あとはグループの中で、どんなことを盛り込んでどうしていくかということをお話し合ってもらえればよいと思います。

例として、川崎区で発行しているシニアのお出かけ情報マップを用意しました。あまり引っ張られない程度に参考にしてください。

【登録員A】

要するに他人事も自分事として考えた時にどのようなマップが必要なのかを、またどこに何が入るかというわけでなく、そこへ行きたくなるという要素は大事なので、そこも含めてグループの中で話し合っ、草加市全域ではなくてもよいので、身の回りの生活圏の中で考えてもらえればよいと思いますが、どうでしょうか。

それでは、グループの話し合いを始めていただければと思います。

・・・グループでの意見交換・・・

【登録員A】

それでは、時間となりましたのでBグループの方よりお願いいたします。

【登録員F】

Bグループの【登録員F】です。私は介護者支援の会を4年くらい前から活動しています、地域活動に興味があります。既にこれだけ行政側でマップがあるので、特にこれ以上いらんではないのか、インデックス等をきちんとできていれば特にこれ以上いらんではないかという意見です。行政が作っているマップは行政情報がほとんどで、市民が求めている情報はありません。私たちが欲しているのは、市民側の情報や地域サロン、服部さんの活動などもそうです、そういったものがこれから必要なのではないかと思います。昭和の古き良き時代のような近くにフラッといけるような場所が欲しく、子育て世代からお年寄り世代がいられるマップができればよいなということで話しました。後は個人的な意見でライフステージ毎のある程度まとまったマップ的なものがあると役に立つと思います。以上です。

【登録員A】

ありがとうございました。
続いて、Cグループお願いいたします。

【登録員G】

Cグループの【登録員G】です。【登録員F】と同じ団体で申し訳ありません。
Cグループはいろいろありまして意見はまとまりませんでした。というのも、マップづくりを決めても誰がお金を出すのか、できたものを誰が運ぶのかと意見がでました。【登録員C】のおっしゃるようにそういうジレンマがある。同じ繰り返しであると。マップというものを作るにあたり、行政のマップというのは公民館等に出ているので知らないのは市民側の問題であると思っている。必要な資料は既に出ているかもしれませんが、あれだけの量があればどこにあるかわからない。時間があれば探せるのかもしれませんが、なかなかそうはいかないのです。1つの案として個人的に今のハザードマップのように、地震なら地震、水害なら水害と分けているので、分けて作るのがよいと思います。また、文字というのは見づらいので、図や色を使うとよい。草加市にはいっぱい地図があるが、作るのであればできるだけわかりやすく簡素に作るのが望ましいと思います。以上です。

【登録員H】

Aグループの発表をします。
まず、寝込まないとわからない、困らないとわからない、比較的レンジが広い、子ども

から高齢者まで、なのでどこを頼ったらよいかわからない。行政サイドは縦割りになっているからである。どこで支えてくれるかわからない。なんでもかんでも悩み相談課があればよいのではないのだろうか。複合的な悩みもある。そこを繋げるような交通整理をするような課があればよいのではないのだろうか。そこに必要なのはリストとマップ全てがあればよいと思います。それから、マップのマップのようなものがあればよいのではないのだろうか。ここにこれだけ資料があるというマップがあるとよいです。

1930年にお生まれの方は平均85歳年生きるそうで、100年後の2030年にお生まれの方は、平均105年生きるそうです。もうすぐそんな時代もやってきます。やはり、動ける人は働く時代になると思います。わかりやすい例で思いついたのが、1つは学校応援団という存在です。学校の困っていることに対して、町会などから必要なものを引き上げている。読み聞かせなど。地域、コミュニケーションなどが絡んできます。そのような形でなんでもかんでも悩み相談課があれば良いのではないのだろうか。以上です。

【登録員A】

はい、ありがとうございました。

【登録員B】の方から一言お願いします。

【登録員B】

はい。なかなか難しい話し合いになってしまったと感じられますが、皆さんがまちづくり会議の中で問題点として言われるのが、実現しないことではないかということで、まちづくり会議を始める前に皆さんで話し合っただけで試行錯誤した上での今回の話し合いになりますが、マップ自体がお金のかかることなのですが、例えば、これが素晴らしいマップのアイデアとなったときに転入してきた市民に配られるマップになるのも夢ではないと思います。そこを夢物語にするのではなく、私たちが話し合いの中でまとめ、【登録員E】を中心として、【登録員C】の経過報告のように、水面下になってしまっていますが進めていきたいと思っています。みなさんのお話をまとめ、次回会議の前にまた事前に会議をした上で、実現に向けてやっていきたいと思っていますので希望を持ち続けてやっていこうと思います。

【登録員A】

はい、ありがとうございました。

【登録員E】の方で、本日のお話でまとまったことがありましたらお話ください。

【登録員E】

私たちはマップづくりが目的でなく、行政にも限界があり、地域でできること、住民として何をできるかをやっていきたい。行政と考えると、住民として何ができるのかが本音になります。私たちのグループでも寝込まないとわからないという意見ができました。行政にも限界があるので、地域でやることや住民でやるべきことがあります、自分たちでやっていかなければならないということもあります。それと何も形になってないと言われましたが福祉政策課が来て、きちっとお話をしてくれて、草加市としての取り組みも知ることができました。今回の会議に出席できで本当に良かったと思います。

【登録員A】

ありがとうございました。

私自身思ったことは単に情報ではなく、そこに行きたくくなるようなマップがあれば良い

のかなと思いました。

そこに行けば情報が入ること、また市民目線で考えたときに何があるのか引き寄せられるのかと思いました。時間的にも十分にまとまり切れなかったものがありますが、もう少し深められれば良いと思います。

・・・進行を事務局へ・・・

【事務局】

山中課長

1点よろしいでしょうか。

平島の方が退席したので、私の方で補足させていただきます。

今日、皆さまのご意見を聞いた中でマップの使い方とか集約できて相談できる体制、市役所職員が全てのマップを知らないと言われていますが、平島がお話した地域福祉の話、この緑の冊子の23ページに書いてあるのですが、今そういったことの分野が広い中で、整理できるような人間を地域に配置したいというのが地域福祉の説明になります。いろいろこの資料で難しいことを話しましたが、CSWと書いて、コミュニティソーシャルワーカーと呼びますが、それを各地域に配置したいということになります。コミュニティソーシャルワーカーは何をするかということ、地域福祉課は考えていて、地域をコーディネートできる方を配置しようと思っています。今の内容について相談があれば、行政でなくても地域の中で解決できるということになっています。そのようなことをご理解いただければと思います。

【事務局】

(鈴木所長)

皆さま、長時間にわたりありがとうございました。

それでは、時間となりますので、議事を終了します。

本日、進行役を務めていただきました【登録員A】、【登録員B】、テーマ提案者の【登録員C】ありがとうございました。

そして、ご出席いただいた登録員の皆様、真剣に意見交換をしていただきありがとうございました。

次回の会議は、平成31年1月30日(水)に同じ場所(中央公民館第1第2講座室)で開催します。

次回の進行役ですが、青柳様と江原様に引き続き務めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

それでは、これをもちまして、平成30年度第3回みんなでまちづくり会議を終了いたします。ありがとうございました。